

西九州大学と神崎市教育委員会との教育実習協議会要項

(趣旨)

第1条 この要項は、西九州大学と神崎市教育委員会との教育実習に関する協定書（平成28年12月27日締結）第3条第2項の規定に基づき、西九州大学と神崎市教育委員会との教育実習協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

1 西九州大学委員

- (1) 西九州大学教職課程委員会委員長
- (2) 西九州大学健康栄養学部教職課程委員会委員長
- (3) 西九州大学健康福祉学部教職課程委員会委員長
- (4) 西九州大学子ども学部教職課程委員会委員長
- (5) 西九州大学事務局長
- (6) 西九州大学教職課程委員会委員長が推薦する者 若干人

2 神崎市教育委員会委員

- (1) 神崎市教育委員会教育長
- (2) 神崎市教育委員会事務局学校教育課長
- (3) 神崎市教育委員会事務局学校教育課教育指導係長
- (4) 神崎市教育委員会事務局学校教育課指導主事
- (5) 神崎市教育委員会事務局学校給食共同調理場長
- (6) 神崎市教育委員会教育長が推薦する者 若干人

3 神崎市小・中学校長会委員

- (1) 神崎市小・中学校長会会長
- (2) 神崎市小・中学校長会副会長
- (3) 神崎市小・中学校長会会長が推薦する者 若干人

(会議)

第3条 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

(委員以外の者の出席)

第4条 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第5条 協議会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 小・中学校教育実習部会
- (2) 栄養教育実習部会

(事務)

第6条 協議会の事務は、西九州大学教務部教務課が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年12月27日から実施する。